三　法別表第五第三号の１に掲げる資金（同号の１の主務大臣の定める要件に適合する者に貸し付けられる資金に限る。）のうち、林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法（昭和五十四年法律第五十一号）第三条第一項の認定を受けた者が当該認定に係る同条第二項第三号の措置を実施するのに必要とするものについては、一の規定にかかわらず、法附則第三十五条の年三分五厘以内で主務大臣の定める利率は、次の表の上欄に掲げる償還期限の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる利率とする。

償還期限	利率
五年以下	年一分二厘五毛
五年を超え七年以下	年一分三厘五毛
七年を超え八年以下	年一分四厘五毛
八年を超え十年以下	年一分五厘五毛
十年を超え十一年以下	年一分六厘五毛
十一年を超え十三年以下	年一分七厘五毛
十三年を超え十四年以下	年一分八厘五毛
十四年を超え十六年以下	年一分九厘五毛
十六年を超え十七年以下	年二分五毛
十七年を超え三十五年以下	年二分一厘

三　法別表第五第三号の１に掲げる資金（同号の１の主務大臣の定める要件に適合する者に貸し付けられる資金に限る。）のうち、林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法（昭和五十四年法律第五十一号）第三条第一項の認定を受けた者が当該認定に係る同条第二項第三号の措置を実施するのに必要とするものについては、一の規定にかかわらず、法附則第三十五条の年三分五厘以内で主務大臣の定める利率は、次の表の上欄に掲げる償還期限の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる利率とする。

償還期限	利率
五年以下	年一分二厘五毛
五年を超え七年以下	年一分三厘五毛
七年を超え八年以下	年一分四厘五毛
八年を超え十年以下	年一分五厘五毛
十年を超え十二年以下	年一分六厘五毛
十二年を超え十三年以下	年一分七厘五毛
十三年を超え十五年以下	年一分八厘五毛
十五年を超え十六年以下	年一分九厘五毛
十六年を超え十八年以下	年二分五毛
十八年を超え三十五年以下	年二分一厘

附　則

１　この告示は、公布の日から施行する。

２　この告示の施行前に株式会社日本政策金融公庫が締結した貸付契約に係る貸付金についての貸付けの利率については、なお従前の例による。

その他告示

○総務省告示第三百六十五号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十九条の五の三第一項の規定に基づき、次のとおり特定国外派遣組織を指定するので、同条第二項の規定に基づき、告示する。

令和七年十一月十九日

総務大臣　林　芳正

一　名　　称　派遣海賊対処行動支援隊

二　国外派遣期間　令和七年十一月二十日から令和八年十一月十九日まで

三　派遣人数（概数）　百三十人程度

四　派　遣　地　域　ジブチ共和国

○総務省告示第三百六十六号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十九条の五の三第一項の規定に基づき、次のとおり特定国外派遣組織を指定するので、同条第二項の規定に基づき、告示する。

令和七年十一月十九日

総務大臣　林　芳正

一　名　　称　派遣海賊対処行動航空隊

二　国外派遣期間　令和七年十一月二十日から令和八年十一月十九日まで

三　派遣人数（概数）　固定翼哨戒機Ｐ－３Ｃを派遣している間においては六十人程度、固定翼哨戒機Ｐ－１を派遣している間においては五十人程度

四　派　遣　地　域　ジブチ共和国

○外務省告示第四百三十五号

次の旅券は、旅券法第十九条第一項第二号の規定に基づく返納命令に応じて返納されたが、同法第十八条第一項第八号の規定に基づき、効力を失うべきことを適当と認めたので、左記冒頭に記載の年月日に効力を失った。

令和七年十一月十九日

外務大臣　茂木　敏充

記

失効年月日　令和七年十一月四日
発行年月日　平成二十七年十一月十八日
旅券番号　ＴＲ五一七四二九四

○農林水産省告示第千七百三十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和七年十一月十九日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　宮城県大崎市（次の図に示す部分に限る。）

(二)　保安林として指定された目的　水源の涵養

(三)　変更後の指定施業要件

１　立木の伐採の方法

(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

２　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

二　(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　宮城県大崎市（国有林。次の図に示す部分に限る。）、大崎市（次の図に示す部分に限る。）

(二)　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

(三)　変更後の指定施業要件

１　立木の伐採の方法

(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

２　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮城県庁及び大崎市役所に備え置いて縦覧に供する。）